

本荘北中学校いじめ防止基本方針

[いじめに対する基本的な考え]

「いじめ」とは、当該生徒に対して、一定の人的関係（学校の内外を問わず、同じ学校、学級や部活動の生徒や塾等当該生徒が関わっている仲間や集団などの人間関係）にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

[いじめ対応対策委員]

校長	教頭	教務主任	生徒指導主事	養護教諭
各学年部主任		当該学級担任	スクールカウンセラー	

[いじめの防止]

心の通い合う人間関係を構築できる社会性を育むために保護者・地域等の学校関係者、関係機関が一体になり、継続的な取組を進める。

- ・いじめ防止に関わる体制づくりと校内研修の充実
- ・自己有用感や自己肯定感を生かした授業づくり
- ・全教育活動を通じた道徳教育や体験活動の充実
- ・生徒会活動の自主的な取組による好ましい人間関係の形成

[早期発見]

周囲の大人の組織的な連携体制の下、生徒のわずかな変化にも気付く力を高める。

- ・複数教員による的確な観察や関わり、積極的な認知のための校内体制
- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施
- ・校内組織を活用した情報の共有
- ・相談窓口の設置

[いじめに対する措置]

いじめを受けた生徒や、それを通報した生徒の安全を確保した上で、いじめを行った生徒に対して適切な指導を行うほか、保護者にも誠実に対応する。

- ・組織的な情報の共有及び関係諸機関への迅速な報告等の体制の確立
- ・いじめ被害生徒又はその保護者への支援及び加害生徒等への対応
- ・生徒、保護者等への働きかけ等の具体的方策の確立
- ・ネット上のいじめの再発防止のための具体的措置

[保護者や地域との連携]

P T A組織、学校運営協議会等を活用し、学校や地域のいじめへの対応状況について定期的に協議する機会を設ける。
地域での体験活動の充実により、生徒たちが大人と関わる機会を多く設定する。

[関係諸機関との連携]

警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、地域生徒指導研究推進協議会の組織等を活用した情報交換会や連絡会議を開催し、平素から情報の共有を図る。
教育相談の実施に当たっては、必要に応じて、スクールカウンセラーや医療機関等の専門機関との連携を図り、学校以外の相談窓口についても生徒及び保護者に周知するなど、情報の共有や事案への対応についての連携体制を構築しておく。

[令和6年1月20日]